

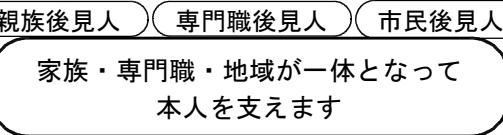
市民後見人とは？

家庭裁判所より成年後見人等として選任された「一般市民による後見人」のことです。特に資格は必要とされませんが、適切に後見事務を行うために、市町村等が実施する養成講座を受け、成年後見に関する一定の知識や技術を身につけておく必要があります。

なぜ市民後見人が必要なの？

少子高齢化や核家族化が進んだことにより、今後、成年後見制度のニーズはますます高まると考えられています。今まで親族や専門職が後見人として選任されていましたが、それだけでは対応することが難しいため、新たな担い手として期待されています。

※専門職とは、弁護士や司法書士、社会福祉士を指します



市民後見人が担当する良い点は？

本人と同じ地域で生活している住民であることから、地域の情報についてよく把握しているため、きめ細かな関わりが行えるという強みがあります。



**あなたの一步が、誰もが暮らしやすい地域作りにつながります。
まずは市民後見人養成講座を受講してみませんか。**

市民後見人養成講座開講中！



2年間で41名の方が受講されています。



権利擁護
コーディネーター
清野さん

市民後見人として活動してみたい

町で実施している養成講座を受講します。活動していただける方は、現在準備中である市民後見人の団体に登録していただきます。実際の活動は、個人単独で行うのではなく、成年後見制度に詳しい専門職や家庭裁判所と連携し、サポートを受けながら行います。

どんな活動をするの？

ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。

<活動の一例>

- ご本人に必要な生活費に関する出入金のため金融機関へ行く
- 本人の状況や介護サービス事業者との話し合いから、介護サービスの利用契約を変更する
- 家庭裁判所へ報告するため、財産目録や収支状況報告書を作成する

受講動機を聞いてみました！

受講生の方に



両親を介護する中で、利用契約や財産管理の知識が必要とする事が多く、受講したいと思いました。得た知識や技術が必要とされる方の支援になればと思います・・・50代

子育ても落ち着き、自分自身を見つめ直す時が来たように思い、受講を希望しました。これから直面する課題に、自分の友達や仲間のために、一つでも解決できればと思います。・・・70代

活動はできないけど、自分の将来や周りの人達のために受講しました・・・60代

つながり



●発行元●

新得町地域包括
支援センター
保健福祉課在宅支援係
TEL 64-0533
FAX 64-0534

市民後見人養成講座受講に関するご相談やお問合せは
新得町地域包括支援センターまで